

令和5年度事業計画

公益財団法人 茨城国際親善厚生財団

当法人は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の事業活動につき下記のように計画しています。

公1 災害時における茨城県内の緊急医療福祉支援体制を強化する事業

（1-1）緊急医療福祉支援活動に関する研修会・講演会の開催事業

当法人は、大規模災害発生時の緊急医療福祉支援体制を強化するため、当法人のグループ法人である社会医療法人達生堂城西病院、社会福祉法人達生堂と一体となり、県内の医療福祉関係者のネットワーク構築・強化、医療福祉支援の実施に関する知識と技能向上のための研修会・講演会の開催、及び、これらを広く県民に対して情報発信するための広報活動を行っており、令和5年度もこれらの事業を継続します。具体的には、当法人を含む達生堂グループの広い人的ネットワークを活かし、DMAT（災害派遣医療チーム）の研修インストラクター、消防関係者、警察関係者、救急医師・看護師等を講師に招き、緊急医療福祉支援活動に意欲のある県内及び近県の医療福祉関係者を募集して専門性の高い研修会・講演会を開催します。令和5年度は、政府の新型コロナウイルス感染症への対応が緩和される見込みではありますが、当事業は医療福祉に関するものであることから、感染防止に十分な配慮をし、研修会・講演会の開催は状況をみて慎重に行うこととします。

（1-2）緊急医療福祉支援活動関係者による国際会議の開催事業

当法人は、タイ王国の王室法人「メーファールワン財団」及びタイ王国チェンライ県メーサイ市に所在するタイ国立メーサイ病院との間で医療福祉支援と交流等に関する協定を締結しており、これらの協定に基づいてタイから医療福祉関係者を招き、日本の最新の医療福祉事情を視察してもらうと同時に、日本の災害時に類似した環境であるタイ北部山岳地域における医療福祉の実態について、茨城県及び近県の医療福祉関係者との研修会、講演会、会議などの交流の場を通して協議するなど、茨城県内の災害時における緊急医療福祉支援活動に資する事業を行っています。ただし、医療福祉に関する事業でもあることから、感染防止に十分な配慮をし、本事業の実施は状況をみて慎重に行う予定です。

（1-3）緊急医療福祉支援活動を担う人材の育成

災害発生時には、平常時と異なり、衛生状態の悪化、使用できる設備・機器・薬品類の限定、移動の困難などの劣悪な環境が想定されます。当法人は、医療福祉体制が十分でないタイ北部山岳地域での医療福祉支援活動の実態を視察研修するため、茨城県及び近県の医療福祉スタッフをタイ北部山岳地域に派遣する事業と、タイから医療福祉スタッフを日本に招き、両国の医療福祉関係者同士の交流を行う事業を実施しています。しかし、医療福祉に関する事業でもあり、感染防止に十分な配慮をし、日本からタイへの医療福祉関係者の派遣、タイからの招待ともに、状況をみて慎重に行うこととします。

一方、当法人が主体となって実施する上記事業とは別に、日本の医療福祉従事者を発展途上国に派遣し、その地における疾病の予防・対策・治療の実態を視察し、現地の医療福祉従事者から直接情報を得、帰国後その体験や知見を日本の医療福祉従事者に伝える事は、日本の災害時の医療福祉支援活動に資するものであり、そのような形での緊急医療福祉支援活動を担う人材の育成事業を行う

事を計画しています。

当法人がこれまで実施してきたアジア・中近東・アフリカ等での海外医療支援活動の経験を伝えるため、茨城県及び近県の医療福祉従事者等に対する研修会・講演会を開催し、茨城県内の災害時における緊急医療福祉活動を担う人材の育成する事業については、新型コロナウイルス感染症の状況をみて慎重に実施を検討します。

(1-4) 県内の大規模災害時における緊急医療福祉支援活動の実施

当法人は、茨城県内に大規模災害が発生した場合に、適切な緊急医療福祉支援活動が行えるよう、平成 29 年 3 月に城西病院が茨城県から認定を受けた DMAT（現在 2 チーム）の技能向上とネットワークの強化、グループ敷地内にあるドクターヘリ用ヘリポートの整備・活用、「達生堂グループ急変対応チーム」（二次救命処置 ACLS の有資格者による救命チーム）の緊急救命措置技能の向上のための支援活動を行っています。さらに、平成 27 年 5 月に結城市との間で締結した「災害時応援協定」と平成 30 年 7 月に地元 4 自治会との間で締結した「災害時等における対応に関する協定」に基づき、市民・県民に対する救命訓練の実施、及び、大規模災害時の達生堂グループの医療福祉スタッフの派遣と、グループ施設を避難所として提供する態勢の整備を行っています。これらの活動を通じて、県内全域に渡る医療福祉支援のためのネットワークデータベースの構築を目指します。

公 2 発展途上国において保健・医療・福祉支援活動を行う県内の法人・個人等に対する助成事業

発展途上国において保健・医療・福祉支援活動を行う茨城県内の法人・個人に対して、随時助成を行う事業です。

公 3 茨城県内在住の児童・青少年と発展途上国の児童・青少年の相互理解を目指した短期留学事業

当法人は、茨城県と発展途上国の相互理解と友好関係の発展に寄与すべく、茨城県とタイの高校生等青少年の相互短期留学事業を行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症問題の発生以後は、青少年の健康と安全を考慮し、4 月に実施していたタイ高校生の茨城県への短期留学と、8 月に実施していた茨城県の高校生のタイへの短期留学を中止してきました。令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症に対する政府や自治体の対応が緩和される見込みですが、ウィルス自体が消滅したのではなく、青少年の健康と安全を最優先に考え、令和 5 年度においても当事業は実施をしない予定です。

公 4 外国人技能実習制度の介護分野における監理団体としての事業

当法人は、平成 30 年 3 月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく外国人技能実習制度の監理団体の認可を法務省と厚生労働省より取得、さらに、平成 30 年 6 月、茨城県より当事業の公益認定を受け、監理団体としての活動を開始しました。この事業は、当法人が、茨城県内において外国人技能実習制度に基づく実習監理業務を行うことにより、発展途上地域の外国人に対して介護職種に係る技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としています。平成 31 年初頭より中国から、昨年度はタイからも技能実習生を導入し、法令に従い、実習生への十分な支援を行いつつ事業を進めています。令和 5 年度は、中国とタイに加え、インドネシアからの実習生導入を計画しています。